

お忘れはないでしょうか？

朝日町では、平成22年までに住宅を新築又は新築住宅を購入された方に奨励金が交付されます！

朝日町では、近隣市町にない独自の事業として、新築又は新築住宅を購入された方に奨励金が交付されます。是非、この制度をご利用ください。

●対象住宅

居住の用に供するために新築住宅及び購入された新築住宅で、一世帯が独立して生活できる構造を有するもの

●対象面積

居住用として用いられている部分（店舗兼用住宅の場合は、店舗部分は除く）

●奨励条件

- ・本町の住民であること
- ・居住地に係る町税（料）を滞納していないこと

●奨励額

住宅に係る固定資産税課税標準額（家屋）に税率を乗じた額の2分の1に相当する額

●交付期間

平成17年度から平成23年度までの期間中に新たに固

定資産税（家屋）が課せられることとなった年度から3年間

平成23年度に固定資産税（家屋）が新たに課せられる方までが対象です！！

※『年度』とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間

☆今年度対象者

平成21年度から平成23年度に新たに住宅の固定資産税（家屋）が課せられる事になった方

（平成20年～平成22年までに家を建てられた方、また新築を購入された方が対象です。）

☆申請期限

平成23年度分の固定資産税を完納後、平成24年3月9日金までに、手続きをしてください。

※手続き方法や制度についての問い合わせ先

産業建設課 TEL 377-5658 FAX 377-4543

最低賃金の改正について

三重県最低賃金は、平成23年10月1日から時間額717円に改正されました。

この最低賃金は、原則、年齢・雇用形態（パート・アルバイト等）を問わず、三重県内で働く全ての労働者に適用されます。

また、特定の産業（7業種）に該当する事業場で働く労働者には、「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。

なお、5業種の「特定（産業別）最低賃金」については、平成23年12月22日から下記一覧表のとおり時間額が改正されますが、紡績業最低賃金については、平成23年11月21日限りで廃止となりました。

この機会に、事業場における賃金額（時間額）を確認いたしましょう。

三重県最低賃金 時間額 717円（平成23年10月1日発効）

特定（産業別）最低賃金			効力発生日
三重県紡績業最低賃金 紡績業最低賃金は平成23年11月21日限りで廃止	時間額	廃止	H23.11.22
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金	時間額	780円	H23.12.22
三重県鋳鉄・可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金	日額	5,907円	H10.12.15
	時間額	739円	
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	時間額	801円	H23.12.22
三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金	時間額	798円	H23.12.22
三重県一般機械器具製造業最低賃金	時間額	762円	H15.12.15
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額	786円	H23.12.22
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	822円	H23.12.22

詳細については、三重労働局賃金室（☎059-226-2108）又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

三重労働局ホームページ（<http://mie-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）

厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）

もご参照ください。